

三鷹市産業振興基本条例

（目的）

第1条 この条例は、三鷹市（以下「市」という。）のまちづくりの主要な課題である産業振興にとって重要な役割を果たす中小企業者の育成に関し基本となる事項を定めることにより、中小企業者の自主的努力を助長し、もってその健全な発展と市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものをいう。
- (2) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げるもの及び商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定するもの並びにこれらに準ずる団体で、市長が適当と認めるものをいう。

（基本方針）

第3条 市における産業振興は、三鷹市基本構想に掲げる魅力と個性にあふれた情報・活力のまちづくりを目標とするとともに、中小企業者自らの創意工夫と自主的な努力を尊重しつつ、国、東京都その他関係機関との連携を図りながら、自治と協働の下に、中小企業者、市及び市民が一体となってその施策の推進に向けて取り組むことを基本方針とする。

（産業振興施策）

第4条 前条の基本方針に基づく産業振興に係る施策は、次のとおりとする。

- (1) 産業振興に寄与する地域環境の整備及びその活用に関する施策
- (2) 中小企業者の経営基盤の強化、後継者対策及び人材育成に関する施策
- (3) 中小企業団体への支援に関する施策
- (4) 中小企業者に関する調査及び情報の収集、提供等に関する施策
- (5) 中小企業従事者の福祉の向上に関する施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

（市長の責務）

第5条 市長は、前条の施策を積極的に推進するとともに、当該施策が常に社会的、経済的变化に即応したものとなるよう努めなければならない。

（中小企業者の責務）

第6条 中小企業者は、経営基盤の強化、人材育成及び従業員の福祉の向上を図るとともに、地域環境との調和及び消費者の保護に十分配慮するよう努め

なければならない。

（市民等の協力）

第7条 市民及び市内において産業に携わるものは、市における産業の振興が市民生活の安定的発展に寄与するものであることを認識し、その施策の推進に協力するよう努めるものとする。

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。